

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則</p>	<p>他の任命権者との標準的な職の均衡を図る必要が生じたため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 改正内容 学校事務職員及び学校栄養職員等の職制上の段階に応じた標準的な職について整備する。 (第1条関係)</p> <p>2 施行期日 平成30年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則の
一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成
二十八年奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項中「第六号までに規定する職及び同項第八号に規定する主事」を「
第四号までに規定する職及び同項第九号に規定する学校司書（行政職給料表の適用を受
けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。）」に、

事務職員

を
係長
に、「規則第三十一条の六第一項第九号に規定する学校司書」

を「規則第三十一条の六第一項第五号から第六号までに規定する職及び同項第八号に規
定する主事、同項第九号に規定する学校司書（行政職給料表の適用を受けている者でそ

の属する職務の級が三級以下であるものに限る。）」に、

学校司書
を
主

事
に改め、「学校栄養士」の下に「（医療職給料表（二）の適用を受けて

いる者でその属する職務の級が五級であるものに限る。）」を加え、
学校栄養職
員

を
係長
に、
十二 規則第三十一条の六第一項第十二号から第
十五号までに規定する職の属する職制上の段階
技能

十二 規則第三十一条の六第一項第十一号に規定する
技師

員

を

学校栄養士（医療職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階

十三 規則第三十一条の六第一項第十二号に規定する指導技能員の属する職制上の段階

指導技能員

十四 規則第三十一条の六第一項第十三号から第十五号までに規定する職の属する職制上の段階

技能員

」に改める。

同条の表二の項中「事務職員」を「事務職員（行政職給料表の適用を受けている者

でその属する職務の級が四級であるものに限る。）の」に、

事務職員

を

係長

に、

七 法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の規定により置かれる学校栄養職員の属する職制上の段階

学校栄養職
員

七 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階

八 法第三十七条第二項、第四十九条において準

を

用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の規定により置かれる学校栄養職員（医療職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。）の属する職制上の段階

に改める。

九 法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の規定により置かれる学校栄養職員（医療職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案		現行	
<p>（職務に係る標準的な職）</p> <p>第一条 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第十五条の第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			
職務の種類	職制上の段階	標準的な職	
一 県立学校職員が行う職務	一 略	略	
九 法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七條第一項、第八十二条において準用する第三十七條第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七條第一項及び第八十二条に		係長	
<p>（職務に係る標準的な職）</p> <p>第一条 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第十五条の第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			
職務の種類	職制上の段階	標準的な職	
一 県立学校職員が行う職務	一 略	略	
九 法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七條第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七條第一項及び第八十二条に		事務職員	

		改正案
<p>十 法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条に</p>	<p>において準用する第六十条第一項に規定する事務職員のうち、規則第三十一条の六第一項第二号から第四号までに規定する職及び同項第九号に規定する学校司書（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。）の属する職制上の段階</p>	
	主事	
		現行
<p>十 法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条に</p>	<p>において準用する第六十条第一項に規定する事務職員のうち、規則第三十一条の六第一項第二号から第六号までに規定する職及び同項第八号に規定する主事の属する職制上の段階</p>	
	学校司書	

改正案

現行

<p>おいて準用する第六十条第一項に規定する事務職員のうち、規則第三十一条の六第一項第五号から第六号までに規定する職及び同項第八号に規定する主事、同項第九号に規定する学校司書（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階</p>	<p>十一 規則第三十一条の六第一項第十一号に規定する学校栄養士（医療職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。）の属する職制上の段階</p>	<p>技師</p>
<p>おいて準用する第六十条第一項に規定する事務職員のうち、規則第三十一条の六第一項第九号に規定する学校司書の属する職制上の段階</p>	<p>十一 規則第三十一条の六第一項第十一号に規定する学校栄養士の属する職制上の段階</p>	<p>技師 学校栄養職員</p>
<p>十二 規則第三十一条の六第一項</p>	<p>技師</p>	<p>技師</p>
<p>十二 規則第三十一条の六第一項</p>	<p>技師</p>	<p>技師</p>

改正案

現行

<p>二 県費負担教職員が行う職務</p>	<p>第十一号に規定する学校栄養士（医療職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階</p>	<p>指導技能員</p>
<p>一 略</p>	<p>十三 規則第三十条の六第一項第十二号に規定する指導技能員の属する職制上の段階</p>	<p>技能員</p>
<p>六 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員（行政職給料表の適用を受け</p>	<p>十四 規則第三十条の六第一項第十三号から第十五号までに規定する職の属する職制上の段階</p>	<p>係長</p>
<p>二 県費負担教職員が行う職務</p>	<p>第十二号から第十五号までに規定する職の属する職制上の段階</p>	<p>略</p>
<p>六 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員（行政職給料表の適用を受け</p>	<p>略</p>	<p>事務職員</p>
<p>一 略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

<p>八 法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の規定により置かれる学校栄養職員（医療職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が五級で</p>	<p>七 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階</p>	<p>ている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。）の属する職制上の段階</p>	改 正 案
係長		主事	
	<p>七 法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の規定により置かれる学校栄養職員 の属する職制上の段階</p>		現 行
		学校栄養職員	

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="958 169 1780 352"></td> <td data-bbox="1780 169 1973 352"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 352 1780 608"> <p>九 法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の規定により置かれる学校栄養職員（医療職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階</p> </td> <td data-bbox="1780 352 1973 608"> <p>あるものに限る。 ）の属する職制上の段階</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 608 1780 794"></td> <td data-bbox="1780 608 1973 794"> <p>技師</p> </td> </tr> </table>			<p>九 法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の規定により置かれる学校栄養職員（医療職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階</p>	<p>あるものに限る。 ）の属する職制上の段階</p>		<p>技師</p>	改 正 案
<p>九 法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の規定により置かれる学校栄養職員（医療職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階</p>	<p>あるものに限る。 ）の属する職制上の段階</p>							
	<p>技師</p>							
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="958 794 1780 970"></td> <td data-bbox="1780 794 1973 970"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 970 1780 1225"></td> <td data-bbox="1780 970 1973 1225"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 1225 1780 1415"></td> <td data-bbox="1780 1225 1973 1415"></td> </tr> </table>							現 行